



八 監 第 4 3 9 号

令 和 5 年 2 月 9 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度指定管理者監査（オーエンス・TRCグループ）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和4年8月19日付け八監第187号により提出した令和4年度指定管理者監査（オーエンス・TRCグループ）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市教育委員会教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和4年度指定管理者監査結果（令和4年8月19日付け八監第187号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
生涯学習振興課, 文化・スポーツ課	要望事項	<p>ア 人件費の明確化について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>収支予算書及び収支報告書における人件費について、本部の運営等組織全体に係る業務を実施する際に要する費用（以下「本部経費」という。）が含まれており、内訳等の記載もなかったことから、施設の管理運営に係る直接的な費用である人件費と間接的な費用である本部経費とが混在し、人件費が明確になっていなかった。</p> <p>このことから、八千代市指定管理者制度ガイドラインに基づき、施設の管理運営に係る直接的な費用と間接的な費用とを区分し、人件費が明確となるよう収支予算書及び収支報告書の記載方法の見直しについて検討されたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>収支予算書及び収支報告書における人件費について、指定管理者と協議を行った結果、来年度以降の収支予算書及び収支報告書では、施設の管理運営に係る直接的な費用と間接的な費用である本部経費とを区分し、人件費が明確になるよう、記載方法の改善を図ることを確認いたしました。</p>
オーエンス・TRC グループ	指摘事項	<p>ア 館内巡回の適切な実施について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリー等管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）において、開館時間内の館内巡回は2時間に1回以上行うこととされているが、八千代市立勝田台図書館では午前、午後の計2回しか行われていなかった。</p> <p>今後は、仕様書に従い、適切な頻度での館内巡回を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>開館時間内の館内巡回について八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリー等管理運営仕様書のとおり行うよう勝田台図書館に指示し、2時間に1回以上となる午前1回、午後3回の定期巡回が行われていることをチェックリストで確認いたしました。</p>